

再生可能エネルギーに関する検討会 執行部聴取

説明資料



地域脱炭素化促進事業制度に基づく 促進区域等設定説明会 趣旨説明

2023年3月

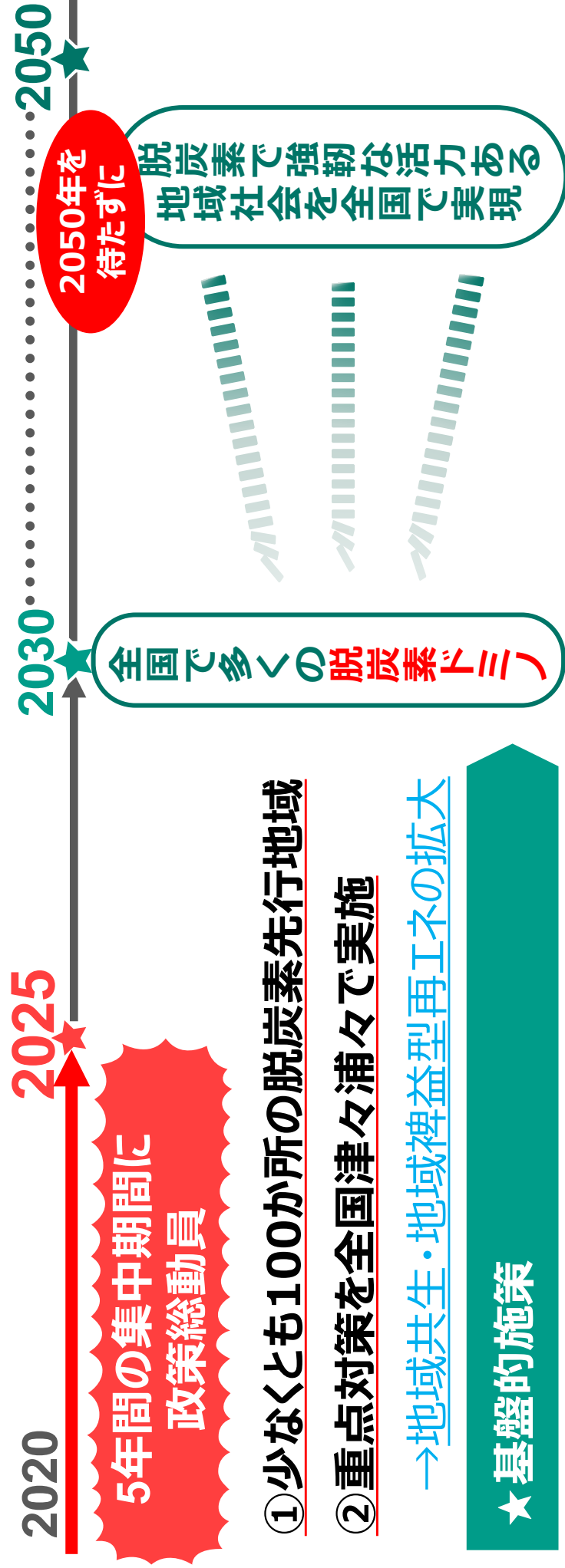
環境省 大臣官房 地域政策課



Plastics
Smart

地域脱炭素の政策的背景

- 2020年10月、菅前総理による2050年カーボンニュートラル宣言がされ、**脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設**することが示された。
- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、**地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野**を中心に脱炭素方策を議論する「国・地方脱炭素実現会議」を設置。2021年6月に「**地域脱炭素ロードマップ**」を決定。
- 2021年6月に改正地球温暖化対策推進法が公布され、**地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進する、地域脱炭素化促進事業に関する制度が創設**。2022年4月から施行。



地球温暖化対策推進法改正（令和3年改正）の背景

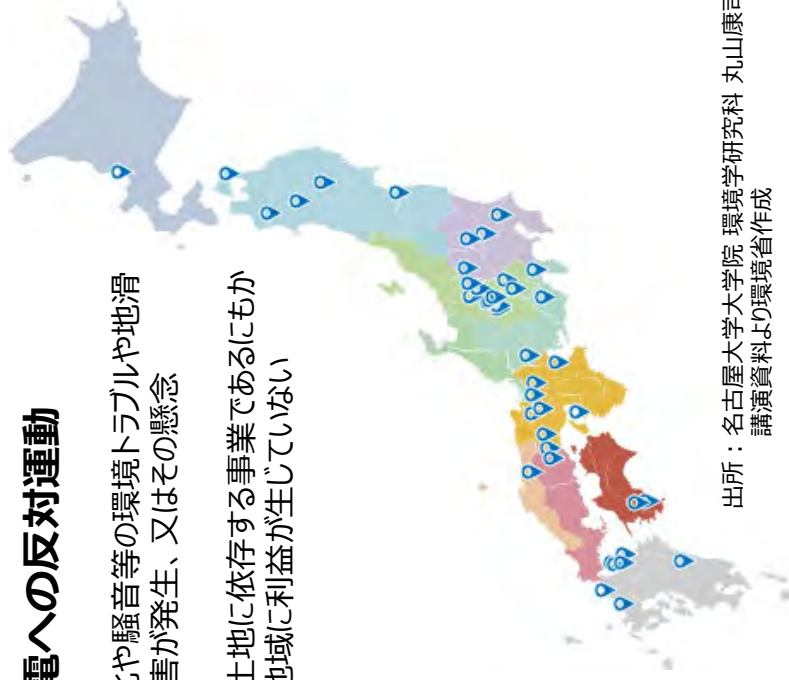
- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化や災害に強い地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、**環境影響等の再エネ事業に伴う地域トラブル**も見られるなど、**地域における合意形成や環境配慮が課題**。
- これを踏まえ、**温対法に基づく地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを**活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化しつつ、環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- 併せて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

再エネ導入に伴う地域トラブルの発生

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

太陽光発電への反対運動

- 景観悪化や騒音等の環境トラブルや地滑り等の災害が発生、又はその懸念
- 再エネが土地に依存する事業であるにもかかわらず地域に利益が生じていない



- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



新幹線近くの斜面上部に設置された太陽光発電施設が

法面保護工が崩れて流出した事例

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



市町村：促進区域等の策定

事業者：事業計画の作成

市町村：事業計画の認定

市町村が、住民や事業者等が参加する**協議会**を活用し、再エネ事業に関する**促進区域**や、再エネ事業に求める

- ・地域の**環境保全**のための取組
- ・地域の**経済・社会の発展**に資する取組

を自らの計画に位置づける。

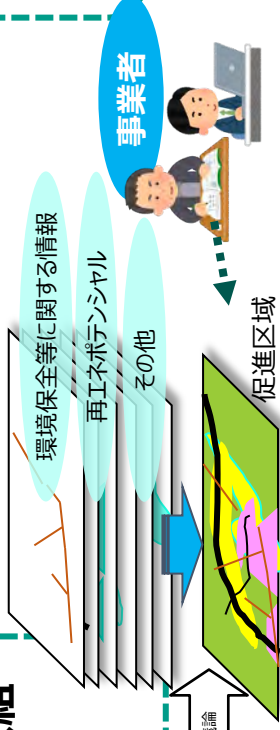
※ 促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。



情報の重ね合せと議論

事業者は、

- **協議会**における合意形成を図りつつ、
- **市町村の計画に適合**するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、地域自らが議論。

事業の予見可能性が向上。協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画**を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」の設定



環境省

- 市町村は、地方公共団体実行計画において、当該計画において定める**温室効果ガス排出削減**や**再エネの利用促進に関する目標**も踏まえ、以下の**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めること**とされている。
- この際、促進区域において再エネ事業を実施するに当たり地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組として、市町村は「地域の脱炭素化のための取組」や「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として必要な取組を位置づけて地域脱炭素化促進事業計画の認定要件とすることとしている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（地方公共団体実行計画等）第21条 1～4（略）

- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。**
 - 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



「地域脱炭素化促進事業」とは

- 地域脱炭素化促進事業は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光

中小水力

風力

地熱

バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱

太陽熱

大気中の熱その他の自然界に存する熱

バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。

※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

地域の環境の保全のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

「地域脱炭素化促進事業の目標」の設定

- 地域脱炭素化促進事業の目標は、地方公共団体実行計画における再エネ導入目標等の達成に資するよう、**地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために設定**するもの。

地方公共団体実行計画全体の目標

	中期的な視点	長期的な視点
区域全体の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 長期の削減目標を踏まえた検討が必要 (国：2030年度に2013年度比46%減、さらに50%減の高みを目指す) 	<ul style="list-style-type: none"> 目指すべき将来像としての目標 区域における将来のビジョン・絵姿と合わせた検討が必要 (国：2050年カーボンニュートラル)
施策実施に関する目標のうち再エネ導入目標 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 地域のポテンシャルを踏まえつつ、区域全体の中期目標の達成のために必要な、個別の対策・施策の積み上げによる再エネの導入量 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の再エネポテンシャルを最大限活用することを念頭に置いて設定される目標（対策・施策の積み上げによる目標ではない） 区域における将来ビジョン・絵姿を踏まえつつ、再エネ導入による経済効果、他地域への貢献等を合わせて検討することが重要

地域脱炭素化促進事業の目標 (※1、※2)

- ・促進区域と一体的に検討がなされる、中期的な再エネ導入目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（促進区域設定数、事業認定件数、導入容量、地域経済効果等）

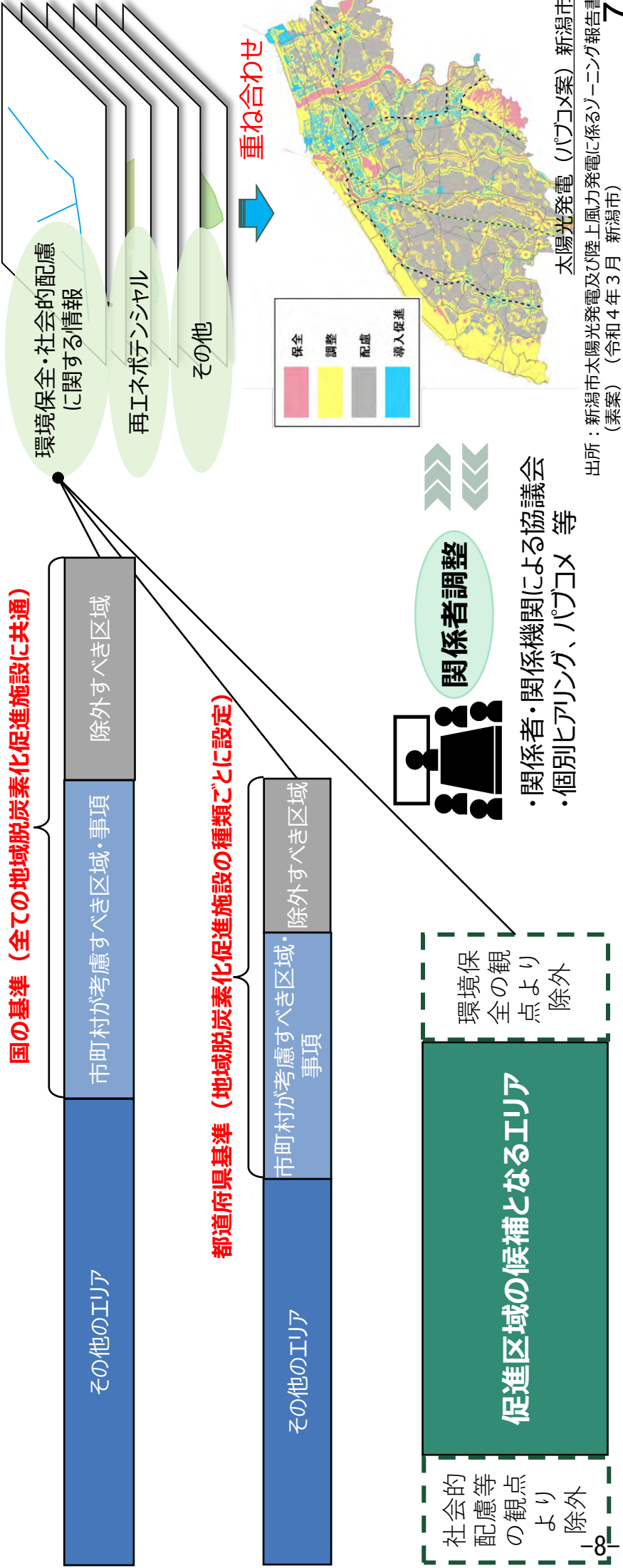
- ・促進区域と一体的に検討がなされる、長期的な再エネ導入目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（促進区域設定数、事業認定件数、導入容量、地域経済効果等）

※1 「施策の実施に関する目標のうち再エネ導入目標」と「地域脱炭素化促進事業の目標」は内容が重なる場合もあると考えられる。

※2 例えば、「促進区域設定数の見込み」や「事業認定件数の見込み」といった事業そのものの量の目標を設定することが考えられる。その際、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減効果や、事業により導入される発電設備容量(kW)、発電量(kWh)に関する目標を合わせて検討することも有効。さらに、地域脱炭素化促進事業の促進による「地域経済効果」を設定することも考えられる。

「促進区域」の設定

- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整のうえ、**自然保護区その他の考慮すべき区域を除外したエリアから促進区域を設定**し、市町村の実行計画に位置づけ。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることから、広域で検討する**「広域的ゾーニング型」が理想的な考え方**。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



「促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模」の設定

- 促進区域ごとに、整備すべき地域脱炭素化促進施設に係る再エネの種類や規模を設定。その際、個々の事業計画の施設や規模を定めるものではないことに留意。
- 地方公共団体実行計画における、温室効果ガス削減目標や、再エネ導入目標（区域内における設備容量の導入目標）、地域脱炭素化促進事業の目標を考慮して設定することが重要。

促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模（イメージ）

促進区域A（太陽光発電、50MW）



● ……促進区域

種類	規模
太陽光発電施設	50MW

- ※ 個々の事業計画の施設や規模を定めるものではないことに留意。
- ※ 再エネ発電設備については設備容量 (kW)、再エネ熱供給施設については熱量 (GJ) で設定することが考えられる。

「地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項」の設定



環境省

- 地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、**地域脱炭素化促進施設の整備を進めるだけでなく、当該施設を地域の脱炭素化につなげることが重要であるため、地域脱炭素化促進施設の整備と合わせ「地域の脱炭素化のための取組」を実施する。**
- この取組は、**施設整備などのハード面の取組**だけでなく、**環境教育などのソフト面の取組**、あるいは**それらが一体となった取組**を位置づけることも考えられる。

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（例）

地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公団体出資の地域新電力との連携等）など

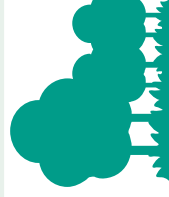
住宅・建築物の省エネ性能等の向上など

ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）、EV充電設備の整備等の街づくりへの貢献、コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくりなど

資源循環の高度化を通じた循環経済への移行など

地域の森林整備などのCO₂吸収源対策など

地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立、バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保など



「地域の環境の保全のための取組」の設定

- 「地域の環境の保全のための取組」の検討は、促進区域の設定と並行して行うことが重要。
- 市町村で促進区域を設定するに当たっては、**環境保全の観点から考慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項**について検討した上で設定することとなる。
- そのうえで、促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないもの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうるものが懸念される場合において、**「地域の環境の保全のための取組」に適切な措置を市町村が位置付けることで、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保**することとなる。

地域の環境の保全のための取組（例）

希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施

希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避

景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施

騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施

反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることがら、太陽光パネルの向き調整などの必要な対策を実施

その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること

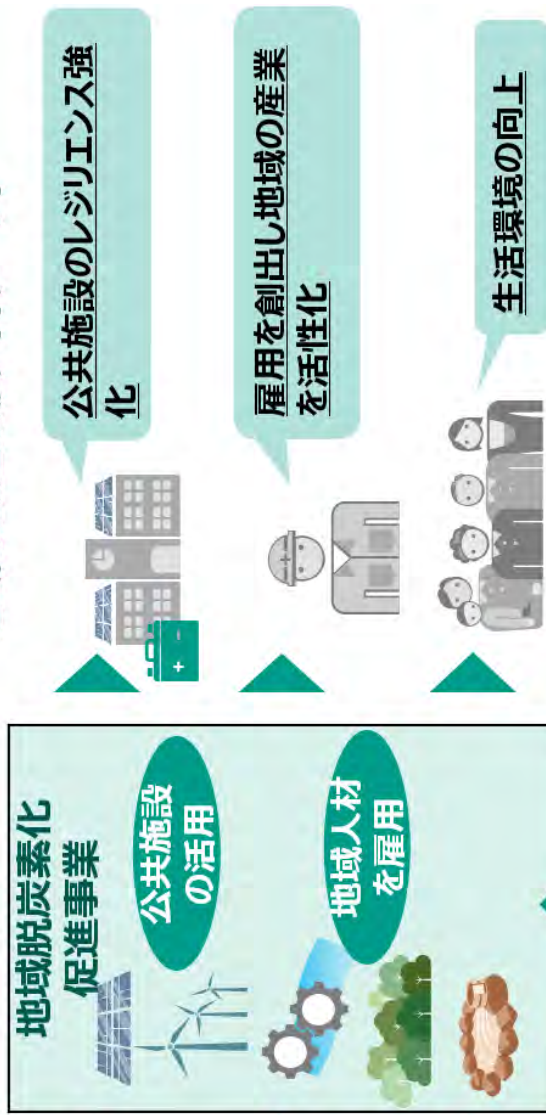
「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の設定

- 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」は、地域脱炭素化促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる **地方創生につながるものとなるよう促すことが期待される。**
- それぞれの地域によって地域の課題は異なることから、地域のニーズに合致し、かつ、実現可能なものとなるよう、**市町村、先行利用者、周辺住民、事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討する。**

地域の課題（イメージ）



地域の課題解決（イメージ）



地域へのメリット

地域経済への貢献

地域における社会的課題解決

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（例）

- ・地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- ・域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組 など

- ・収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
- ・市町村における地域活動等の支援 など

地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果

特に事業者の利点

ワンストップ特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替され、**簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく**各種特例の適用が可能**。

農山漁村再エネ法の特例

酪農振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場法
漁港区域内での工作物の建設等

など

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。

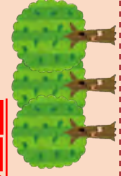


ポイント

再エネ導入による
地域貢献事例

地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、**地域貢献策を求めることが可能**。

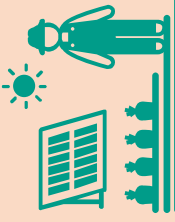


環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた売電収入の一部を**農業振興に還元**しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。



市町村の促進区域の設定状況（令和5年2月時点）

- 令和5年2月時点で**4自治体**が促進区域等を設定。
- 今後は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査の結果を基に「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」にて都道府県別、市区町村別に「地方公共団体脱炭素取組状況マップ」として可視化。

長野県箕輪町（太陽光）

- ◆ 促進区域
 - 町が所有する公共施設の屋根
 - 町が所有する土地
 - 産業団地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

神奈川県小田原市（太陽光）

- ◆ 促進区域
 - 市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区（営農を営むために必要とするものを除く。）、土砂災害特別警戒区域を除く

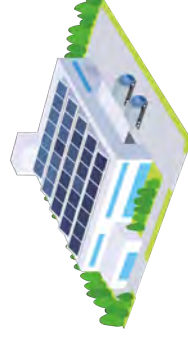
岐阜県恵那市（太陽光）

- ◆ 促進区域
 - 住宅の屋根上
 - 住宅以外の建物の屋根上



福岡県福岡市（太陽光）

- ◆ 促進区域
 - 建築物の屋根
 - 公共用地

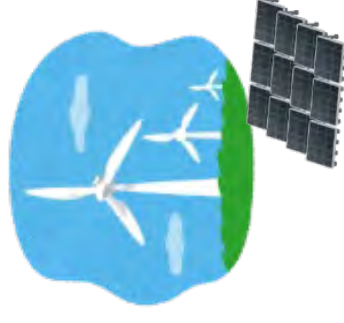


促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置①



地方公共団体向け

促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。



脱炭素先行地域

脱炭素先行地域選定の際の評価事項のひとつに、促進区域の設定に関する項目を設定

→選定されると、再エネ交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の対象に



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和5年度予算 **200億円**

重点対策加速化事業

促進区域内での再エネ導入事業に対し
交付上限額の引き上げ(**15億円**→**20億円**)

※市町村の場合



デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）【内閣府】

申請事業数の上限安を超える申請が可能に ※地域再生計画に記載されているものに限る。

促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置②



事業者向け

促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

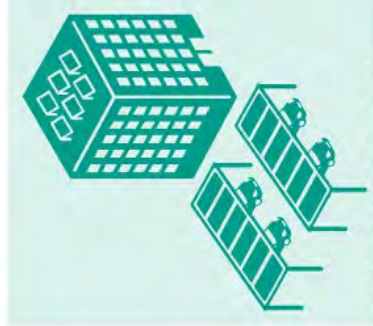


環境省補助事業での優先採択・加点対象

促進区域内で実施される事業が、優先採択や加点措置の対象に

※ PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部 など

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」にて優遇措置の対象となる補助事業を紹介しています。
(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/re_energy.html)



FIT・FIP制度での優遇措置等【経済産業省】

① 入札保証金等の免除

② 認定要件の一つである地域活用要件の確認手段として活用（太陽光発電以外）



ふるさと融資【総務省】

地域脱炭素化促進事業への融資上限額の引き上げ等



地域未来投資促進法【経済産業省】



地域経済牽引事業計画の申請において、重複部分の記載を省略可能

■ 地域脱炭素化促進事業について

①「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」の設定

② 促進区域設定に向けたゾーニング、協議会設置等

③ 上記取組に関する進捗状況等についての地方環境事務所及び都道府県への情報提供



その他、制度を運用するにあたり、ご不明な点やお困りごと、課題やご意見等がありましたら、随時、地方環境事務所までご連絡ください。

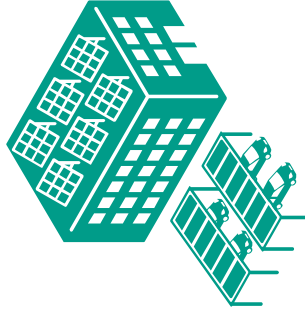
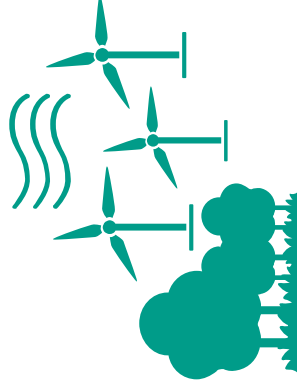
よろしく願います



- 本日まで参加の市町村において、**積極的に促進区域等の設定を検討いただくことを目的**として開催。促進区域等の設定にあたっては、様々な類型が想定されるため、**先行して促進区域等を設定している、または、促進区域等の設定に向け広域的ゾーニングの取組を進めている自治体**より取組事例をご紹介します。

本日予定している取組事例の御紹介

- **長野県箕輪町**
- **神奈川県小田原市**
- **北海道せたな町**



本説明会で共有いただく事例等を踏まえ、

- 現在、促進区域等の設定に向けた検討を進めている市町村については、課題解決のヒントとしていただきたい。
- 現段階で設定予定のない市町村については、今後の設定に向けての検討の機会としていただきたい。



6 促進区域に関する三重県基準

(1) 基本的事項

ア 三重県基準の趣旨

地球温暖化対策推進法の改正により、令和4年4月から地方公共団体実行計画制度が拡充され、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図ることを目的とした、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

同法第21条第4項において、市町村は地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項や、その実施に関する目標を定めるよう努めることとされました。

また、同法第21条第5項において、市町村はこれらの事項や目標を定める場合、地方公共団体実行計画に、地域脱炭素化促進事業の目標、その対象となる区域（以下、「促進区域」という。）、促進区域で整備する地域脱炭素化施設の種類や規模等を定めることとされています。これに合わせて、同法第21条第7項では、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、促進区域の設定に関する基準を定めることができるようになりました。

三重県では本計画の目標達成に向けて、環境に適正な配慮がなされ、かつ地域で合意形成が図られた、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進するため、三重県基準を定めます。

また、本計画に掲げる目標及び施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件等の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うこととします。

イ 国が定める基準

地球温暖化対策推進法第21条第6項の環境省令で定める基準は、全国一律の基準として、市町が促進区域を設定する際に遵守すべきものであり、以下のとおり定められています。

①促進区域に含めない区域

区域概要	区域内容詳細	根拠法令
環境保全の支障を防止する必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域（許可基準において地域脱炭素化促進施設の立地を原則として認めていない区域）	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
	国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区及び第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	自然公園法
	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区のうち管理地区	絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）

②促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

区域概要	区域内容詳細
①以外で、環境保全の支障を防止する観点から、地域脱炭素化促進施設の立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	国立公園又は国定公園の地域であって、①以外のもの
	種の保存法第39条第1項に基づく監視地区
	砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地
	地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
環境保全の支障を防止する必要性が高いものの、性質上、区域での規制がなじまないため、区域での規制が行われていない事項について、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められること	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
	森林法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同法第25条第1項第9号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）
	種の保存法第4条第3項に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
	騒音その他の生活環境への支障

(2) 三重県基準

市町は、「(1)イ 国が定める基準」及び次に示す三重県基準に基づき、促進区域を設定するものとします。

ア 基準の対象となる地域脱炭素化促進施設

基準の対象となる施設を太陽光発電施設(太陽光を電気に変換するもの)とします。

イ 第1号基準

次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	特定水源地域	三重県水源地域の保全に関する条例
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	保安林、地域森林計画対象民有林	森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	三重県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
地域を特徴づける生態系への影響	三重県自然環境保全地域	三重県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園の特別地域	自然公園法
	三重県立自然公園の特別保護地区、海域公園地区、特別地域	三重県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	熊野川流域景観区域	三重県景観づくり条例

その他三重県が必要と判断するもの	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
	農用地区域、甲種農地、第1種農地	農地法
	世界文化遺産及び緩衝地帯	文化財保護法、三重県文化財保護条例、市町文化財保護条例、市町景観保護条例
	文化財該当地（史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区、埋蔵文化財包蔵地）	文化財保護法、三重県文化財保護条例、市町文化財保護条例、市町景観保護条例

ウ 第2号基準

次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基き、必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による生活環境への影響	保全対象施設（学校、病院等）の種類	EADAS	騒音源となる設備（パワーコンディショナ、空調機器等）を住宅等からなるべく離して設置する等調整し、若しくは囲いを設ける、住宅等の境界部に壁を設置する等の防音対策を講じること。
	住宅の分布状況		
水の濁りによる影響	取水施設の状況	EADAS	沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
		三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課HP	
重要な地形及び地質への影響	日本の地形レッドデータ	EADAS	（促進区域に当該区域を含む場合）当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	重要な地形・地質（三重県の地質鉱物）		
反射光による生活環境への影響	保全対象施設（学校、病院等）の種類	EADAS	事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
	住宅の分布状況		
植物の重要な種及び重要な群落への影響 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	植生自然度の高い地域	EADAS	当該地域の改変を避けた事業計画とすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	特定植物群落 巨樹巨木	EADAS	
地域を特徴づける生態系への影響	国内希少野生動植物生息生育地	中部地方環境事務所に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置※を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について中部地方環境事務所や三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	環境省レッドリスト掲載種生息生育地		
	三重県指定希少野生動植物種生息生育地	三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取	
	三重県レッドリスト掲載種生息生育地		

	重要野鳥生息地 (IBA)	EADAS	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置※を講じること。
	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)		
	重要里地里山		
	重要湿地		
	三重県希少野生動植物主要生息生育地 (ホットスポットみえ)	三重県農林水産部みどり共生推進課HP	※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	ヒメタイコウチ及びサシバ生息ゾーニングマップ		
	国指定鳥獣保護区及び三重県指定鳥獣保護区のうち、特別保護地区以外	三重県農林水産部獣害対策課HP	(促進区域に当該区域を含む場合) 当該区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	中大型哺乳類分布情報	EADAS	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置※を講じること。
	コウモリ生息情報		
	モニタリングサイト1000	環境省HP	※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について、三重県農林水産部獣害対策課やみどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	ガンカモ調査地点		
	海鳥コロニーデータベース		
	天然記念物の生息状況、指定範囲など	各市町文化財担当部局に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置※を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全のために必要な措置について関係機関に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	自然公園内の主要な眺望点	中部(近畿)地方環境事務所、三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置※を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について中部(近畿)地方環境事務所及び三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	長距離自然歩道	自然公園図(三重県HP)	
	主要な視点場	三重県県土整備部都市政策課HP	太陽光発電施設の設置に伴う主要な視点場からの眺望に与える影響が最小限となるよう規模・色彩などを検討すること。

	文化財及びその周辺の眺望点	各市町文化財担当部局に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置*を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする文化財やその周辺の眺望点とその保全のために必要な措置について関係機関に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	ランドスケープ遺産	(公社) 日本造園学会HP	事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩、規模とすること
	にほんの里100選	(公財) 森林文化協会HP	
	つなぐ棚田遺産	農林水産省HP	
主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響	国立/国定公園の普通地域	自然公園図(三重県HP)	(促進区域に当該区域を含む場合) 当該区域や歩道の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 当該太陽光発電施設の設置等による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩、規模とすること。 事業終了時の撤去計画を定めるとともに、撤去時にはリユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
	三重県立自然公園の普通地域		
	長距離自然歩道		
その他三重県が必要と判断するもの	埋蔵文化財包蔵地	市町文化財担当部局へ確認	事業の実施に先立ち、埋蔵文化財の範囲及びその広がりについて関係部局と協議のうえ、適切な措置*を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする文化財とその保全のために必要な措置について関係機関に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	転用する農地の農地区分	三重県農林水産部農地調整課HP	太陽光発電の建設によって、土砂流出など災害を発生させないことや、農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないこと。また太陽光発電の影によって、周辺農作物の営農に支障を及ぼさないこと。
	河川の分布状況	関係部局が示す情報	造成等に伴う周辺の河川への土砂等の流出抑制対策を講じること。 周辺の河川の流域を変更しないようにすること。
	河川の流域界		
	土砂災害警戒区域	三重県県土整備部防災砂防課HP	当該区域の指定理由を踏まえた土砂災害に備えた適切な事業計画とすること。
	工場立地法に基づく産業用地管理台帳に記載された工場適地	各市町の工場適地調査担当部署に照会	(促進区域に当該区域を含む場合) 工場適地については、工場としての活用を前提とし、工場の操業に支障を及ぼさない設置方法により土地を有効活用し、環境への負荷軽減に配慮した事業計画にすること。

使用済み太陽光パネルに係るリユース・リサイクルに関する取組について

1 現状と課題

太陽光パネルは、エネルギー自給率の向上や、気候変動問題の対策の観点から、平成24年の固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）等を契機として急速に普及してきました。

一般的に太陽光パネルの寿命は20年から30年とされていることから、2030年代半ば以降には、使用済み太陽光パネルの廃棄物が増加すると予想されており、環境省の推計では、全国で年間50万から80万トンが排出されると想定されています（図1）。

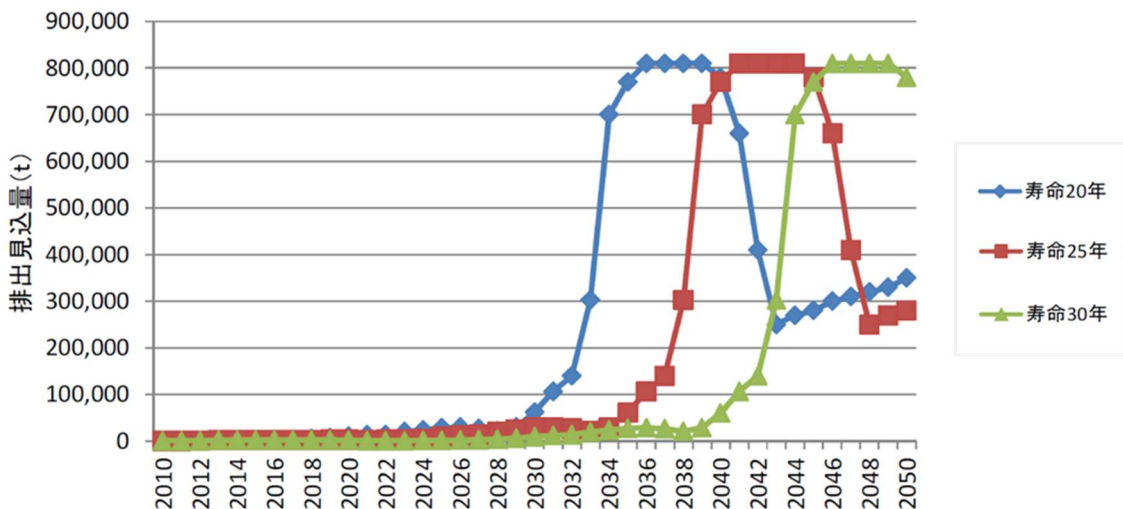


図1 太陽光パネルの排出見込量

出典）平成25年度使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル促進調査委託業務報告書（環境省）

このような中、国では使用済み太陽光パネルの適切かつ効率的なリユース・リサイクルに向けて、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」や、「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」の策定、リサイクル設備の導入補助、実証事業等を実施するとともに、令和5年度には経済産業省資源エネルギー庁と環境省が合同で「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルの在り方に関する検討会」を設置し、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討が進められているところです。

使用済み太陽光パネルは災害や故障等により排出されているものの、現状、排出量はまだ少なく、環境省の調査によると、回収された使用済みパネルの多くがリユース・リサイクルされ、リサイクルされた後の残渣が最終処分されています。

一方で、将来の大量廃棄等に対する地域の懸念は高まってきており、今後、地域ごとの排出量や処理能力に応じた計画的な対応が必要となってきます。また、資源循環や最終処分量の削減の観点では、既にフレームのアルミリサイクルは進んでいるものの、セルに含まれる銀などの有用金属の回収や、総重量の約6割を占めるガラスのリサイクル促進など、素材毎の材料リサイクルに向けた取組や、国内でのリユースの促進に向けた取組が課題となります（図2）。

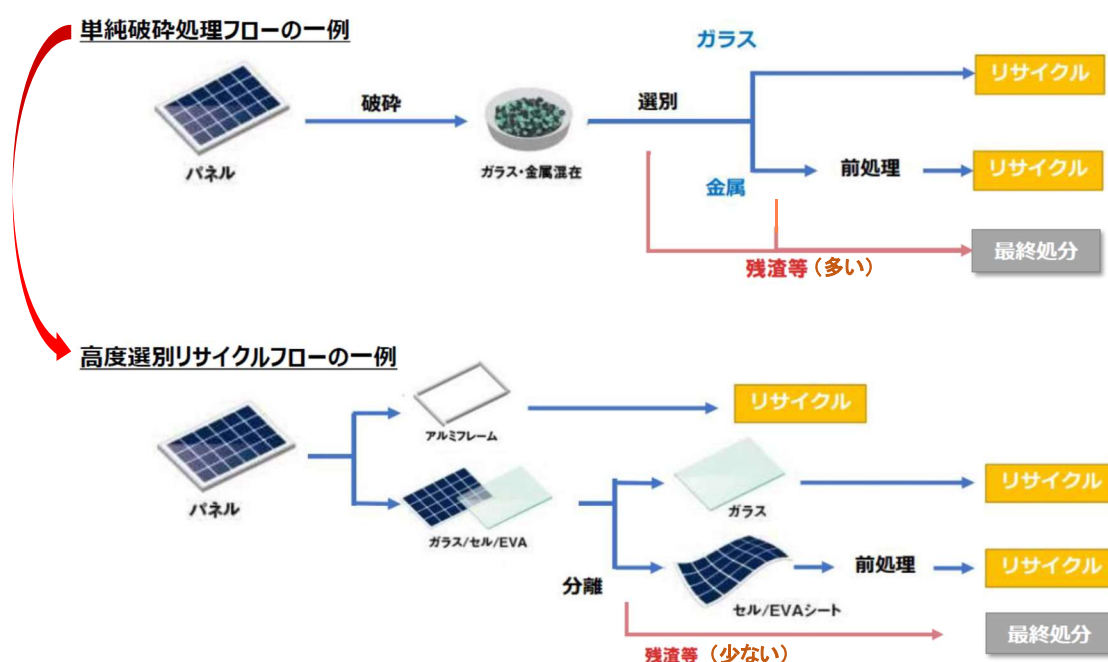


図2 太陽光パネルの高度選別リサイクルと単純破碎処理のフロー

出典)「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに係る現状及び課題について」(令和5年4月、再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会第1回 環境省資料)を基に編集

2 県の取組の状況

県内においても、FIT 制度による設備認定を受けた太陽光パネルの普及が進んでおり、発電事業用の発電設備（10kW 以上）の導入件数では全国 8 位（約 27 千件）、導入容量では全国 5 位（約 248.6 万 kW）となっておりますが（表 1）、県内における使用済み太陽光パネルのリユース・リサイクルに特化した設備の導入は進んでおらず、将来の大量排出を見据えた効率的かつ適切なリユース・リサイクルの促進や、より高度な資源循環に取り組んでいく必要があります。

表1 都道府県ごとのFIT 制度による認定を受けた 10kW 以上の発電設備の導入状況(令和5年3月末時点)

	件数				容量(kW)		
	順位	件数	割合	県名	容量	割合	
1	愛知県	45,634	6.5%	茨城県	3,873,922	6.9%	
2	茨城県	38,443	5.5%	千葉県	2,706,563	4.8%	
3	静岡県	35,176	5.0%	福島県	2,706,563	4.8%	
4	千葉県	32,603	4.7%	栃木県	2,604,511	4.7%	
5	群馬県	31,158	4.5%	三重県	2,485,797	4.5%	
6	兵庫県	28,375	4.1%	群馬県	2,349,583	4.2%	
7	栃木県	27,819	4.0%	兵庫県	5,341,607	9.6%	
8	三重県	26,847	3.8%	鹿児島県	2,144,754	3.8%	
9	岐阜県	26,215	3.7%	岡山県	2,030,612	3.6%	
10	長野県	25,904	3.7%	北海道	2,015,501	3.6%	
合計		699,768			55,807,568		

このことから県では、「みえ元気プラン」において7つの挑戦「脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」に位置付け、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、使用済み太陽光パネルの循環的利用に係る取組を進めていくこととしています。

使用済み太陽光パネルは、設置場所（家屋、ビルや工場、発電事業所等）やパネルタイプ（単結晶、多結晶等）、排出要因（不良、災害、製品寿命等）によりその排出源は多様で、県内における具体的な排出実態やリユース・リサイクルを含む処理の状況が不明であることから、令和5年度には、現在の排出状況や処理実態、将来の排出量の見込みを把握する調査を実施しているところです。

また、産業廃棄物税を活用し、より高度なリサイクル体制の構築に向けた事業者による試験研究や設備導入に対する経費を助成する制度を設けるとともに、県試験研究機関と連携し、ガラスを含む再生資源のリサイクルに取り組む事業者に対し助言しています。

3 今後の対応方針

令和5年度に実施している実態調査等の結果を分析し、発電事業者、リユース・リサイクル事業者、解体業者等と連携し情報共有を図るとともに、将来の本格的処理に向け効率的な回収やリユース・リサイクルの体制構築について検討を進めます。

また、ガラスや有用金属のマテリアルリサイクルが進むよう、引き続き、高度なリサイクル体制の構築に向けた財政支援を進めるとともに、事業者、県試験研究機関と連携し、再生利用に係る調査・研究を推進する等、関連産業の新たな参入を促します。

環境影響評価対象事業一覧表

事業の種類	法		条例		
	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断)	環境アセスメント	簡易的環境アセスメント	
1 道路	高速自動車国道	すべて	-	-	
	首都高速道路など	4車線以上のもの	-	-	
	自動車専用道路	-	-	4車線以上すべて	
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	【一般国道その他道路】 4車線以上・5km以上	
	都道府県道・市町村道	-	-		
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	-		
2 河川	ダム	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha	堤頂高30m以上 湛水面積20ha以上 長さ300m以上	
	堰	-	-		
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha	-	
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	-	-	
	鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	延長5km以上	
4 飛行場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m	すべて	
5 発電所 【電気工作物】	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW	出力1.5万kW以上	
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW	出力5万kW以上	
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW	出力5,000kW以上	
	原子力発電所	すべて	-	-	
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW～4万kW	面積20ha以上(*3) ※⑭の基準	面積10ha以上(*3) ※⑭の基準
	風力発電所	出力5万kW以上	出力37,500kW～5万kW	出力7,500kW以上	-
6 廃棄物 処理施設	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha	敷地面積2.5ha以上	
	廃棄物焼却場	-	-	処理能力4t/時以上	
7 流域下水道 終末処理場	-	-	-	すべて	
8 工場又は事業場 (太陽光発電所を除く)	-	-	排ガス量10万m ³ /時以上 排出水量5,000m ³ /日以上 面積20ha以上(*3)	-	
9 埋め立て、干拓 【公有水面埋立】	面積50ha超	面積40ha～50ha	面積15ha以上	-	
⑩ 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積20ha以上 (用途地域50ha以上)	面積10ha以上 (用途地域25ha以上)	
⑪ 新住宅市街地開発事業 【住宅団地の造成】	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積20ha以上	面積10ha以上	
⑫ 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積20ha以上(*3)	面積10ha以上(*3)	
⑬ 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積20ha以上(*3)	面積10ha以上(*3)	
⑭ 宅地その他の用地造成の事業 (*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積20ha以上(*3)	面積10ha以上(*3)	
⑮ スポーツ またはレクリエーション 施設等	ゴルフ場	-	-	面積20ha以上(*3)	面積10ha以上(*3)
	スポーツ又はレクリエーション施設	-	-	面積20ha以上(*3)	面積10ha以上(*3)
	公園事業	-	-	面積20ha以上(*3)	面積10ha以上(*3)
	都市公園	-	-	面積50ha以上(*3)	面積25ha以上(*3)
16 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	-	-	
17 農用地の造成	-	-	面積75ha以上(*3)	-	
18 土石の採取又は鉱物の掘採	-	-	面積20ha以上	面積10ha以上	
19 複合開発整備事業	-	-	⑩～⑮の事業の面積と規模要件との比の合計が1以上	-	
◎ 港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計 300ha以上	-	面積100ha以上	-	

*1:「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる

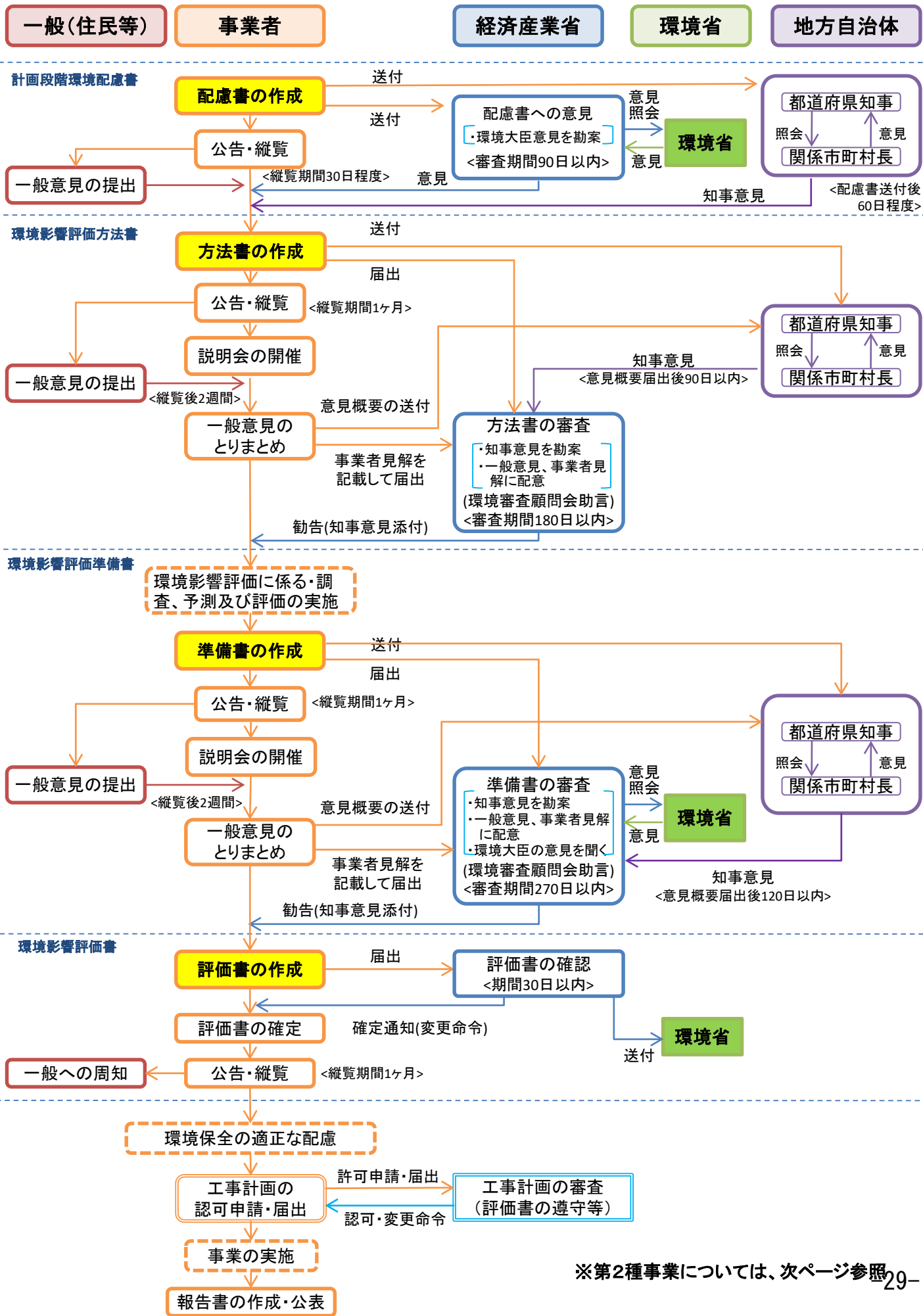
*2:港湾計画については、特例の手続きを実施することとなる

*3:工業専用地域の面積を除いた面積

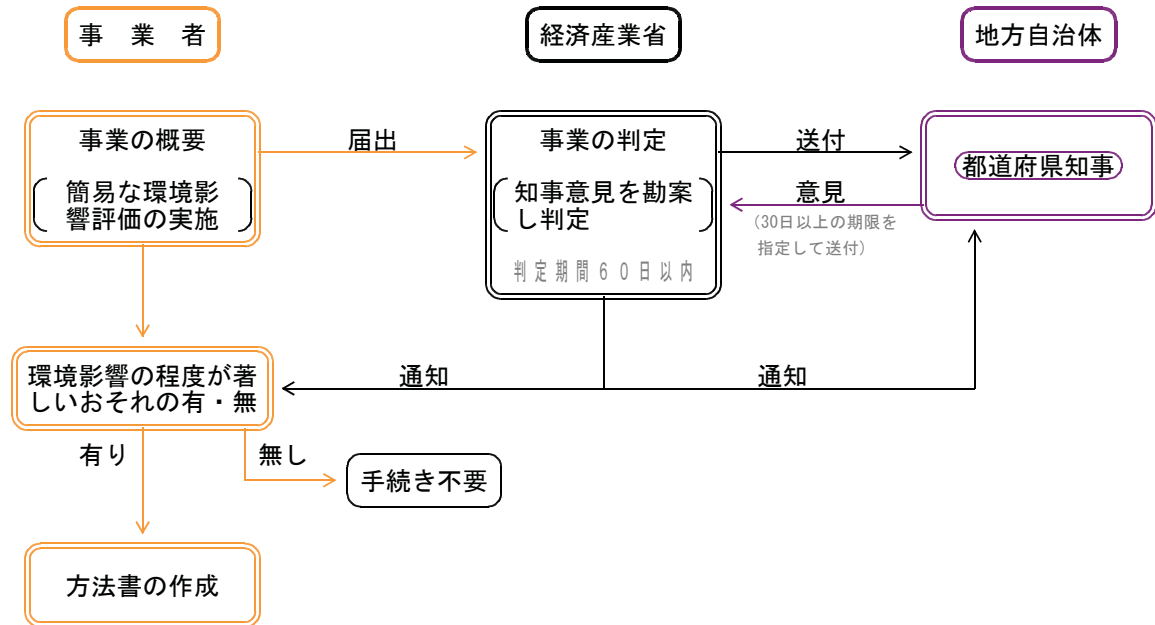
※特別地域(国立公園の特別地域等)で実施する事業については、規模要件が厳しくなります。(条例)

【】:条例上の表現

発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



第2種事業の判定



(以下、第1種事業と同様の手続き)

太陽光発電に係るアセス対象事業一覧

R5.8.3 | 時点

事業名	場所	運転開始	規模 (kW)	アセス根拠	段階
1 四日市ソーラー事業 (四日市市)	四日市	H31.3	21,600	条例	
2 四日市足見川メガソーラー事業	四日市	R4.4	50,000	条例	
3 (仮称)宮リバー度会ソーラーパーク	度会町	R5.5	71,995	条例	
4 津市波瀬太陽光発電所造成事業	津市	R5.2	51,000	条例	稼働中
5 パワープラント四日市山田太陽光発電所造成事業	四日市市	R2.12	10,500	条例(簡易)	
6 (仮称)鈴鹿市西庄内町(小峯地区)太陽光発電所用地造成事業	鈴鹿市	R4.3	13,200	条例(簡易)	
7 (仮称)鈴鹿市西庄内町(下亀淵・四拾町地区)太陽光発電所用地造成事業	鈴鹿市	R4.3	12,600	条例(簡易)	
8 (仮称)三重県(鳥羽市)太陽光発電所新築工事用地造成事業	鳥羽市		16,500	条例(簡易)	
9 (仮称)三重県(南伊勢町)太陽光発電所新築工事用地造成事業	南伊勢町		14,000	条例(簡易)	建設中
10 パワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業	四日市市		10,500	条例(簡易)	
11 白山三ヶ野太陽光発電事業(津市ゴルフ場跡地)	津市		93,000	法	方法書手続中 (R5.8月未現在)

注:アセス対象規模未滿の事業は含みません。

風力発電に係るアセス対象事業一覧

R5.8.3 | 時点

	事業名	場所	運転開始	発電所出力			アセス根拠	段階
				発電所出力 (kW)	単機出力 (kW)	基数		
1	青山高原風力発電所 【リプレース計画中※】	津市 伊賀市	H15.3	15,000	750	20	設置当時不要	稼働中
2	ウインドパーク美里	津市	H18.2	16,000	2,000	8	設置当時不要	
3	ウインドパーク笠取	津市 伊賀市	H22.2(10基) H22.12(9基)	38,000	2,000	19	条例	
4	新青山高原風力発電所	津市 伊賀市	H28.3(18基) H29.2(22基)	80,000	2,000	40	条例	
5	度会ウインドファーム	度会町	H29.2(14基) H31.4(11基)	50,000	2,000	25	条例→法	
6	ウインドパーク布引北	津市 伊賀市		64,000	2,300	28	法	
7	松阪飯南ウインドファーム	松阪市		25,200	3,200	8	自主アセス→法	評価書作成中 (R1.5~)
8	松阪市白猪山ウインドシステム	松阪市		22,000	2,000	11	自主アセス→法	評価書作成中 (H25.6~)
9	平木阿波ウインドファーム・平木阿波第2 ウインドファーム	津市、伊賀市		37,800	4,200	9	法	評価書作成中 (R5.4~)
10	南伊勢ウインドファーム	大紀町 南伊勢町		35,200	3,200	11	法	方法書作成中 (R2.7~)
11	度会・南伊勢風力発電所	度会町 南伊勢町		51,600	4,300	12	法	準備書作成中 (R3.5~)
12	三重松阪連ウインドファーム	松阪市 大台町		251,000	4,200~ 5500	60	法	方法書作成中 (R3.10~)
13	※青山高原風力発電所リプレース事業	津市、伊賀市		15,000	2,300	7	法	評価書作成中 (R5.5~)

注:アセス対象規模未満の事業は含みません。